

2020年度 熊本市PTA協議会 団体賠償責任保険制度のご案内

PTA賠償責任保険 (賠償責任保険<個人用>普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約
+提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約)

日頃より熊本市PTA協議会の諸活動にご理解・ご協力を頂きましてありがとうございます。

ご周知のとおり、PTA活動中の会員のおケガ(傷害事故)につきましては、熊本市PTA共済の安互コースにてお見舞金の制度が確立しています。しかし、単位PTAがその活動や施設の使用管理のミスにより損害賠償責任を負った場合の補償はありません。

そこで、熊本市PTA協議会では、安心してPTA活動にお取り組み頂けますように、PTA活動中の損害賠償責任を補償する以下のプランをご案内しております。

【単位PTA任意加入】

●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任

〈対人・対物補償〉(往復途上対象外)

PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

〈保管物補償〉(往復途上対象外)

PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

〈提供飲食物危険補償〉

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。

●法律相談・クレーム対応費用補償

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償。

※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。

ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」・「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

※当保険制度に関するお問い合わせにつきましては、裏表紙の取扱代理店または引受保険会社までお願いします。

1. 単位PTA任意加入 補償の概要

PTA賠償責任保険

PTA活動の遂行や施設の使用・管理または保管物(PTAが第三者から借用した財物)に関する損害賠償の補償

●加入の単位

各学校のPTA単位で一括してお申込みいただきます。(申込方法については、P4をご覧ください)

●保険料

児童・生徒1名あたりの保険料：10円

※児童・生徒数により保険料が決まります。(PTA世帯数ではありません)

※保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度等の確定した児童・生徒数に基づいて保険料を算出します。保険期間中の児童・生徒数による精算は原則として行いません。

●保険種類：賠償責任保険(個人用)普通保険約款、PTA特別約款(児童・生徒補償対象外特約)、提供飲食物危険補償特約、法律相談・クレーム対応費用補償特約

●補償金額(支払限度額)

補償項目		補償金額(支払限度額)
PTA活動の遂行や施設の使用・管理に伴う賠償責任	対人賠償	1名につき1億円限度 1事故につき5億円限度
	対物賠償	1事故につき1億円限度
	免責金額(自己負担額)	なし
保管物に係わる賠償責任	対物賠償	1事故につき10万円限度 保険期間中1,000万円限度
	免責金額(自己負担額)	1事故につき5,000円
提供飲食物危険補償	対人・対物	1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。
法律相談・クレーム対応費用補償		1事故につき100万円限度 保険期間中1億円限度

●保険金をお支払いする場合

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。※示談交渉サービスはありません。

〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉

PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。

〈保管物に係わる損害賠償責任〉

被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。

●被保険者の範囲

〈PTA活動に伴う損害賠償責任〉

PTAまたはPTA役員

〈保管物に係わる損害賠償責任〉

PTA

〈提供飲食物危険補償〉

PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払いの対象外となります。

〈法律相談・クレーム対応費用補償〉

保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者(PTA)が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用(※1)を補償します。

ただし、日本国内で発生した事故に限ります。

①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。

②PTAまたはPTA役員(※2)が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。

(※1) 事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。

(※2) 退任した役員を含みます。

●保険金をお支払いできない主な場合

基本補償(管理者賠償責任補償)

〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉〈保管物に係わる損害賠償責任〉共通

- ・故意
- ・戦争・革命・内乱・暴動
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など

〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉のみ

- ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任
- ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。)
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。) など

〈保管物に係わる損害賠償責任〉のみ

- ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など

提供飲食物危険補償特約

- ・故意
- ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任
- ・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任
- ・廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任
- ・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など

法律相談・クレーム対応費用補償特約

- ・故意または重大な過失
 - ・地震・噴火またはこれらによる津波
 - ・放射線照射・放射能汚染
 - ・環境汚染(ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。)
 - ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形
 - ・騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由
 - ・戦争・革命・内乱・暴動
 - ・台風・洪水または高潮
 - ・自動車などの所有・使用・管理
- など

(注1)「PTA 管理下」とは、PTA の指揮、監督および指導下において、PTA 活動(注2)を行っている間をいいます。ただし、PTA 会員および児童・生徒が PTA 活動(注2)へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は PTA 管理下には含みません。

(注2)「PTA 活動」とは、日本国内において PTA が企画・立案し主催または共催する活動で、PTA 総会・運営委員会など PTA 会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

2. 団体賠償責任保険制度の募集要項

■単位PTA任意加入

- PTA賠償責任保険
- 提供飲食物危険補償
- 法律相談・クレーム対応費用補償【付帯サービス】弁護士相談サービス

(1) 申込方法

同封の「団体賠償責任保険制度加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にて制度事務局へ郵送してください。

また、保険料を同封の郵便払込用紙にて6月12日(金)までにお振り込みください。

(2) 申込締切日 2020年6月12日(金)

- 補償期間 2020年7月1日(午後4時)より2021年7月1日(午後4時)まで

〈お願い〉

郵便払込用紙(控)を領収書として保管してください。

3. 事故のご連絡のお願い

- 万一、事故が発生しましたら、①「事故発生受付簿(P5)」に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご郵送ください。

※事故発生受付簿(P5)は、お手数ですがコピーしてご使用ください。

事故発生受付簿郵送のお願い

事故発生受付簿(兼連絡簿)は郵送にてお願いいたします。個人情報保護の観点から、FAXでの受付は中止させていただいておりますので何卒ご了承ください。

- 後日、「保険金請求書類」を送付しますので、ご記入いただき必要書類添付の上、ご返送ください。
- 保険金のお支払いが終了しましたら、単位PTA(事故通知者様宛)へご通知申し上げます。

FAX不可

**熊本市PTA協議会「団体賠償責任保険制度」
事故発生受付簿(兼連絡簿)**

熊本市立		小・中学校PTA	
本件のご担当者名		役職	TEL:() -
保 險 種 類	<input type="checkbox"/> PTA賠償責任保険	<input type="checkbox"/> 提供飲食物危険補償	
事 故 区 分	<input type="checkbox"/> 人身事故 (ケガ)	<input type="checkbox"/> 物損事故 (物の損害)	
事 故 発 生 日 時	年 月 日 ()		午前・午後 時頃
事 故 発 生 場 所			
P T A 行 事 名			
事 故 当 事 者 名 (児童・生徒賠償の場合)	児童・生徒名	フリガナ	保護者名 TEL:() -
事 故 発 生 原 因 お よ び 状 況			
被 害 者	氏 名	フリガナ	年 令 性 別 才 男・女
	住 所	〒□□□-□□□□ TEL:() -	
人 身 事 故 の 場 合	傷 病 名		
	医 療 機 関 名	TEL:() -	
物 損 事 故 の 場 合	物 件 名		
	損害額および見積金額 (判明している場合)		円
	被害物件写真	①あり ②なし	お見積書 有無 ①あり ②なし
	所有者氏名 (被害者と異なる場合) TEL:() -		
備 考			

(お願い) 個人情報保護の観点により、事故発生受付簿 (兼連絡簿) は、返信封筒にてご郵送ください。
控 (コピー) を保管してください。

PTA賠償責任保険 (賠償責任保険(個人用)普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約 +提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約)

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈PTA活動(注2)の遂行に伴う賠償事故〉

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

〈保管物に係わる賠償事故〉

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具等の財物(保管物)をPTA会員または児童・生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。

※1事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。

基本補償(管理者賠償責任補償)	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉 PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。</p> <p>〈保管物に係わる損害賠償責任〉 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。</p> <p>●被保険者の範囲</p> <p>〈PTA活動に伴う損害賠償責任〉 PTAまたはPTA役員</p> <p>〈保管物に係わる損害賠償責任〉 PTA</p> <p>●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <p>①損害賠償金(注) 損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用</p> <p>●お支払いする保険金の額 ・上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。 支払保険金の額 = 上記①の損害賠償金 + 上記②③④の各費用 - 自己負担額</p> <p>ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。</p> <p>〈PTA活動に伴う損害賠償責任〉 1回の事故につきご契約の保険金額が限度。</p> <p>〈保管物に係わる損害賠償責任〉 1事故につき10万円または保管物の時価額のいずれか低い額を限度に補償します。</p> <p>・上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、⑤について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額 × (保険金額 ÷ ①の損害賠償金)</p>	<p>〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉〈保管物に係わる損害賠償責任〉共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など <p>〈PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任〉のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。) ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。) など <p>〈保管物に係わる損害賠償責任〉のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
提供飲食物危険補償特約	<p>PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者（PTAまたはPTA役員）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>ただし、回収措置（飲食物の回収・交換・廃棄など）に関する費用はお支払いの対象外となります。</p> <p>●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。</p> <p>ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・故意 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任 ・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任 ・廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任 ・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
法律相談・クレーム対応費用補償特約	<p>保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者（PTA）が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用（※1）を補償します。</p> <p>ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。</p> <p>②PTAまたはPTA役員（※2）が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。</p> <p>（※1）事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。</p> <p>（※2）退任した役員を含みます。</p> <p>●お支払いする保険金 被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用（※1）について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故（※2）につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。</p> <p>なお、顧問料は含みません。</p> <p>（※1）「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。</p> <p>（※2）同一の事由に対して発生した事故（クレーム行為など）は1回の事故とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・台風・洪水または高潮 ・放射線照射・放射能汚染 ・自動車などの所有・使用・管理 ・環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。） ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形 ・騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由 <p style="text-align: right;">など</p>

（注1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動（注2）を行っている間をいいます。

ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動（注2）へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

（注2）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

■個人情報の取扱いについて

団体(保険契約者)は、事故発生受付簿(兼連絡簿)に記載された個人情報を当該保険制度の引受保険会社に提供します。

引受保険会社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

①保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い ②グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理 ③引受保険会社の業務に関する情報提供および業務運営、商品・サービスの充実 ④お客さまのお取引および引受保険会社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務 ⑤その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(引受保険会社代理店を含む)へ委託する場合 ②再保険の手続きをする場合 ③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合 ④その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、次のホームページをご覧ください。
AIG損害保険株式会社(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)

■事故の通知

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届出をしてください。

○事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容

○同一事故を補償する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容(既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。)

1. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償請求が解決するようにご相談に応じさせていただきます。
2. 損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠

償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

■財産の状況の変化による保険金等の削減について

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人・小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

■引受保険会社損害保険募集人について

引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

このご案内は保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

■共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。